

山口益仙教学文集 上

春秋社

Yamaguchi
Yamaguchi
Yamaguchi
Yamaguchi

とすることが成立 (siddha) せられることを避くるものと見られる。

(註)

世親造説三性論偈の梵蔵本及びその註釈的研究

はしがき

ここに掲げる梵本は、Sylvain Lévi 教授が一九二八年日本より帰仏の途次、ネパールにおいて『舟中辺論安慧註』等と共に発見複写せられた教授のノートから更に複写したものに由る。Giuseppe Tucci 教授が一九三〇年七月号の The Journal of the Royal Asiatic Society, p.611 に「この梵本を仏国の梵語学者と彼自身とが蔵する」と報告したものは、右 Lévi 教授の複写本をいう。わたしは、一九二八年十二月 Lévi 教授よりそれを複写することを勧められ、コルデア^三目録（第五八卷三八五頁、影印版大谷目録 No. 5559、東北目録 No. 4558）中にあって、曾て宇井教授が真諦訳『三性無性論』とは別本であると推測されたそのチベット本（以下 G と称す）と対照して、爾来時々手記本を開きはしたが、浅学の致すところその全般を読解するには至らず、近時、序をもって再びその釋読を始めたところ、辛うじて一応読解しうるに至った。そこでここにその梵蔵両本を対照し、それの一応の解釈を施し、もつてこの梵本の書写並びにその研究を徳憑された Sylvain Lévi 教授への感謝の微意を表することと致したい。

三性の教説は、識が緣起・空であることを実践的に体系づけるものであるから、本論偈はもとより一つの唯識論であり、『唯識三十頌』とその傾向を比較するならば、『唯識三十頌』の「我法としての種々なる施設が識転変」なることを説くその前半における所説は、ここでは略であつて、識転変以外に我法無きを論立する『唯識三十頌』後半の所説が開演解説せられていることを見るであらう。『中辺分別論』や『大乘莊嚴發論』の唯識義は、

yad ālayākhyaviññānaṃ pravṛtṭiyākhyam ca saptadhā//

- 7) saṃkleśavāsanābjāis' citatvāc cittam ucyate/
cittam ādyaṃ dviṭṭyaṃ tu citrākārapravṛtṭitaḥ//
- 8) samāsato'bhūtakaḥ sa cāiṣa trividho mataḥ/
vāipākikas tathā nāimittiko'nyah prātibhāsikah//
- 9) prathamō mūlavijñānaṃ tad vipākātmakam yataḥ/
anyah pravṛtṭivijñānaṃ dṛśyadṛgvittivṛtṭitaḥ//
- 10) sadasattvād dvayāikatvāt saṃkleśavyavadānayoḥ/
lakṣaṇabhedatāś ceṣṭā svabhāvānām gabhīratā//
- 11) sattvena gṛhyate yat tad atyantābhāva eva ca/
svabhāvaḥ kalpitas tena sadasallakṣaṇo mataḥ//
- 12) vidyate bhrāntibhāvena yathākhyānaṃ na vidyate/
paratantra yatas tena sadasallakṣaṇo mataḥ//
- 13) advayatvena yac cāsti dvayasyābhāva eva ca/
svabhāvas tena niṣpannaḥ sadasallakṣaṇo mataḥ//
- 14) dvāividhyāt kalpitārthasya sadasattvāikabhāvataḥ/
svabhāvaḥ kalpito bālāir dvayāikatvātmako mataḥ//
- 15) prakhyānād dvayabhāvena bhrāntimātrāikabhāvataḥ/
svabhāvaḥ paratantrākhyo dvayāikatvātmako mataḥ//
- 9) b. MS. mataḥ, NT. gaṇ phyr
- 10) c. Poussin acc. to MS. NT.: lakṣaṇabhedatas
- 11) a. Poussin acc. to NT. gaṇ phyr: yasmād
- 13) a. Poussin acc. to T. suggests yenāsti
- 14) b. Poussin acc. to NT. tadasat

- 16) dvayabhāvasvabhāvadvādvayāikatvabhāvataḥ/
svabhāvaḥ pariniṣpanno dvayāikatvātmako mataḥ//
- 17) kalpitaḥ paratantraś ca jñeyam saṃkleśalakṣaṇam/
pariniṣpanna iṣṭas tu vyavadānasya lakṣaṇam//
- 18) asaddvayasvabhāvadvādvayāikatvabhāvataḥ/
svabhāvāt kalpito jñeyo niṣpanno'bhinnalakṣaṇaḥ//
- 19) advayatvasvabhāvadvādvayāikatvabhāvataḥ/
niṣpannāt kalpitāś cāiva vijñeyo'bhinnalakṣaṇaḥ//
- 20) yathākhyānam asadbhāvāt tathāsattvasvabhāvataḥ/
svabhāvāt paratantrākhyo niṣpanno'bhinnalakṣaṇaḥ//
- 21) asaddvayasvabhāvadvādvayāikatvabhāvataḥ/
niṣpannāt paratantra'pi vijñeyo'bhinnalakṣaṇaḥ//
- 22) kramabhedāḥ svabhāvānām vyavahārādhikārataḥ/
tatpraveśādhikārāc ca vyutpattiyartham vidhyate//
- 23) kalpito vyavahārātmā vyavahartrātmako'paraḥ/
vyavahārasamucchedaśvabhāvāś cānya iṣyate//
- 24) dvayabhāvātmakaḥ pūrvam paratantraḥ praviśyate/
tataḥ praviśyate tatra kalpamātram asaddvayam//
- 25) tato dvayabhāvabhāvo niṣpanno'tra praviśyate/
- 16) ab. Mukhopadhyaya. dvayabhāvasvabhāvadvādvayāikasvabhāvataḥ; MS. VT(n). dvayabhāva; NT(n). dvayabhāvābhāvadvādvayāikatvabhāvataḥ
- 18) c. Poussin kalpitāj
- 20) c. Poussin ākhyān, d. MS. niṣpannobhinna
- 23) cd. Poussin samucchedaḥ svabhāvāś cānya iṣyate
- 24) a. Poussin dvayabhāvātmakaḥ; VT. sṅon du gñis po bdag med la; NT. sṅon du gñis med bdag fid ni

- tathā hy asāv eva tadā asti nāstīti cocyate//
- 26) trayo'py ete svabhāvā hi advayālabhyalakṣaṇāḥ/ 26) b. Mukhopadhyaya advayālabhyalakṣaṇāḥ
abhāvād atathābhāvāt tadabhāvasvabhāvataḥ//
- 27) māyākṛtaṁ mantravaśāt khyāti hastyātmanā yathā/
ākāramātraṁ tatrāsti hastī nāsti tu sarvathā//
- 28) svabhāvaḥ kalpito hastī paratantras tadākṛtiḥ/
yas tatra hastyabhāvo'sāu pariniṣpanna iṣyate//
- 29) asatkalpas tathā khyāti-mūlacittād dvayātmanā/
dvayam atyantato nāsti tatrāsty ākṛtimātrakam//
- 30) mantravan mūlavijñānaṁ kāṣṭhavat tathatā matā/
hastyākāravād eṣṭavyo vikalpo hastivad dvayam//
- 31) arthatattvaprativedhe yugapallakṣaṇakriyā/ 31) b. Poussin lakṣaṇatraye; NT. mtshan fid
parijñā ca prahānaṁ ca prāptiś ceṣṭā yathākramam// MS. prahānaś
gsum la; Mukhopadhyaya lakṣaṇatrayam, c.
- 32) parijñānupalambho'tra hānir akhyānam iṣyate/ 32) b. VT. snañ ba dag ni spoñ bar ḥdod; NT.
upalambho'saddvayas tu prāptiḥ sāksātkriyāpi sā// spoñ mi snañ ba ḥdod pa yin, c. Poussin
upalambho'nimittas; NT. dmigs pa dag ni mtshan
ma ste; Mukhopadhyaya upalambhanimittā tu
- 33) dvayasyānupalambhena dvayākāro vigacchati/
vigamāt tasya niṣpanno dvayābhāvo'dhigamyate//
- 34) hastino'nupalambhaś ca vigamaś ca tadākṛteḥ/ 34) a. MS. hastinopalambhas, b. MS. ākṛtaḥ, d. MS.
upalambhaś ca kāṣṭhasya māyāyāṁ yugapad yathā// ...gāyed; NT. dus gcig sgyu ma la bshin du

- 35) viruddhadhīkāraṇatvād buddher vāiyarthadarśanāt/ 35) a. Mukhopadhyaya dhīvāraṇatvād, b. MS.
jñānatrayānuvṛtteś ca mokṣāpatter ayatnataḥ// buddhāir; T. blo(yi)s; Mukhopadhyaya
buddhyā, d. Mukhopadhyaya mokṣāpattir
- 36) cittamātropalambhena jñeyārthānupalambhatā/
jñeyārthānupalambhena syāc cittānupalambhatā//
- 37) dvayor anupalambhena dharmadhātūpalambhatā/
dharmadhātūpalambhena syād vibhutvopalambhatā//
- 38) upalabdhavibhutvaś ca svaparārthaprasiddhataḥ/ 38) b. Poussin prasiddhitaḥ
prāpnoty anuttarāṁ bodhiṁ dhīmān kāyatrayātmikām//
- iti trisvabhāvaḥ samāptaḥ kṛtir ācāryavasubandhupādānām iti.

VT.

rgya gar skad du trisvabhāvanirdeśa

bod skad du rañ bshin gsum nes par bstan pa
bcom ldan ḥdas ḥjig rten dbaṅ phyug ḥtshal lo

- 1) brtags dañ gshan gyi dbaṅ dañ ni//yoñs su grub pa fid dag ste/ 1) c. acc. to D. P.N. kyis
rañ bshin gsum po brtan rnam kyī//zab mo yi ni śes byar ḥdod/
2) rkyen gyi dbaṅ gis ḥjug pa dañ//brtags pa tsam dños yin pas/ 2) b. D. tsam gyi dños

ばならないことからであるといわれる。

※ 「性」の語については、長尾雅人編集、世界の名著2『大乘仏典』（中央公論社）四二二頁註③の説明参照。

※※ Poussin は Les doctes, Mukhopadhyaya は The wise の訳語を与えている。

(2) 三性の名の解釈

二 「その中」顕現しているもの、それが依他起であって、「依他起といわれるのは」縁によって起るからである。その顕現の様態が遍計所執であって、「遍計所執といわれるのは」分別のみによってある存在であるからである。

本偈と同様の解釈は、『撰大乘論』所知相分（佐々木本三五、三六頁）、安慧註『唯識三十頌』註釈（梵本三九頁）、『成唯識論』卷八（新導本二七頁）等にも見出される。

cf. LS. p.163. 10-12, T. p.39.8-9, MS. X.38.39, LS. II.134.183.187.188, T. p.39.21, MVBT. p.20, MS. X.40, LS. X.298, II.189, MVBT. p.19, LS. X.138.150.151, MVBT. p.20, T. p.39.26-27, p.40.1.4, T. p.39.29, MS. X.40, LS. II.134.202, X.174, pp.67.16-68.1, MVBT. p.19, MS. p.95.1-4, LS. p.227.11-17, MS. p.149.7-12, p.58.19-22, T. p.41.14-20

三 かの顕現している主体が顕現している如くには決してありえない状態、それが円成実性であると知らねばならない。「それが円成実性といわれるのは」変化することがない態のものであるからである。

第三偈の上半、『撰大乘論』所知相分（佐々木本三六頁）に「若真実性分別性永無所有為相」（真論訳）といい、『成唯識論』卷八（新導本三三頁）に「常遠離前遍計所執一空所顯真如為性」という等と同じく見出される本偈の ananyatāva は、安慧『唯識三十頌』釈（梵本四〇頁一行）では avikāra として示される。

cf. MK. III.31, N.72.73, MS. K.78. p.48.15-17, MVBT. p.17, LS.111.74

(3) 三性の事体

四、その場合、なにが顕現するのか。虚妄なる分別である。どんなふうに顕現するのか。一体（能取・所取）の様相をとって「顕現する」。それ（一体）が二としてはないというあり方、それはなんであるか。そこ（虚妄なる分別）の二つのものとしてはないという法性である。

虚妄なる分別 abhūtaparikalpa の相当チベット語は、通常、yah dag pa ma yin pa hi kun tu rtog pa であるが、ここでは kun brtags (parikalpita) が用いられ、しかも相当梵語は asankalpa である。これは『成唯識論』卷八（新導本二九頁）に「所遍計自性云何、撰大乘説、是依他起、(gshan gyi no bo hid ni kun tu brtags par byah) 佐々木本西蔵文五八頁）遍計心等所縁縁故」という如く、依他起を所遍計の体として表わしたのではないかと思う。これと同じ用例は、『大乘莊嚴經論』求法品第十六偈註（Nagao Index p.29）にも見出される。なお、N訳はいずれも yod min rtog (a-sat-kalpa) と訳している。

「二つのものとしてはないという法性」advaya dharmatā に対し、所取能取の顕現を「二つのものとしてある法性」として表わしたものを『觀所縁論』第六偈の註（『原典解明』四六三、四六五頁、及び卷末チベット文八頁、Journal Asiatique 1929）の中に見る。

cf. LS. III.65, X.70.81.82.113.145.146.442.578.659, MS. p.63.19, MK. N.80, MVBT. p.9. p.12

(4) 虚妄なる分別の事相

前第四偈に三性の事体を明かしたが、その三性中第一の遍計所執は、依他起には実の所取能取の相が自性として無であるにもかかわらず所取能取として増益したものであり、円成実は、その増益を遮遣した二空所顯の理

であって、三性は一虚妄なる分別、依他起の上に撰せられる。

今第五偈以下第九偈まではその虚妄なる分別、依他起の事相の詳説である。そしてそれらの所説は、『唯識三十頌』に我法としての種々な施設は識の転変であるといつて三の転変 *pariṇāma* を説くところ（第一偈 d 句〜第一四偈）と、所旨を同じくするものであるともみられる。もとより詳細な点は到底『三十頌』のそれに及ぶべくもないが。

五、この虚妄なる分別とはなにか。心である。なんとなれば、それ（心）は、分別されるもの（所取）及び対象を分別するもの（能取）といった仕方では決して存在しないからである。

チベット訳（V訳）は現存梵本と必ずしも同じ原典ではなかったものとみられる。今チベット訳（V訳）によって仮りにその原型を想定すれば、チベット訳の第三句は梵本の第四句にほぼ等しい。余の句は次のように還元しうるであろうか。

vikalpo hy ucyate cittāṃ (T.d句) yato'sat tatra kalpyate (T.a句)

yathā tat kalpayaty arthāṃ (T.b句) [tathātyantāṃ na vidyate (T.c句)]

心は「虚妄なる」分別と称せられる。なんとなれば、「実には」無なるものが分別され、またそれが対象を分別するような仕方では決して存在しないからである。

依他起の心を以て虚妄なる分別ということは、『唯識三十頌』（梵本三九五）にも引用される『中辺分別論』相品第八偈前半句に、虚妄なる分別の差別相として「三界心々所、是虚妄分別 *abhūtaparikalpas tu cittacaitās tridhātukāḥ*」と示されている。

一取の分別の無は同じく『中辺分別論』相品第一偈「虚妄分別有 彼処無有」*abhūtaparikalpo 'sti dvayaṃ tatra na vidyate*」という第一句にも、また、より詳しくは同第三偈の始め二句に、更に第三句「此境事非有

nāsti cāsyarthas」を合わせても説明される。

※ Nagao Bhāṣya (p.20) では *kalpas ca* となっている。

cf. LS. III.16, X.60.62.154.179.221.687, p.163.16-17, MK. N.47, T. p.35.8-9

六、原因であるか結果であるかによって、その心は二種類になるといわれる。即ちアトラヤといわれる識、及び起（転）といわれる七種の識とである。

前第五偈における虚妄なる分別、依他起の心の起る相を述べるものであるから、『中辺分別論』相品第九偈に虚妄なる分別の起相 *pravṛttilakṣaṇa* を説いて「一則名緣識第二名受用」というものと合せて解釈しうる。その偈の次の如き安藤註が特に注意されるべきである。

「一は緣識等。その中一とは阿頼耶識である。諸余七識の因緣の体として原因であるが故に緣識である。第二は、受用〔識〕と、識という〔語を〕從屬するものである。彼（第一）の果が〔受用識である〕という言外の余意がある。」(MVT. pp.32-33, MVT 訳五頁)

cf. LS. X.386.387.411, p.46.3-6, p.227.10-11, p.229.6, p.235.6-9, MVB. p.28

七、初めの心（アトラヤ識）が心 *citta* といわれるのは、雑染の習気の種子が積集している *cita* からである。

一方、後者（転識）が「心といわれるのは、種々な *citra* 形相をおびて働くからである。

心 *citta* のエタイモロジーを「積集」*cita* に求めるこの用例と等しいものは、次の『唯識二十論述記』(大正西三・九八一・b)にもみられる。すなわち「心積集之義……積集有二、一集行相二集種子、初通諸識後唯第八。」

また、「種々」*citra* に求めるものは、種々な形相をおびて働く転識を能獲の方よりながめることにもとづいたものであるが、この用例は次の『撰大乘論』所知依分（佐々木本八頁、同チベット訳一頁）の一文に見出せるで

あろう。すなわち「何因緣故亦説名心、由種種法薰習種子所積集故」(玄奘訳) de yah cihī phyir sems śes kyañ bya she na/chos kyi bag chags kyi sa bon sna tshogs rnam kyis kun tu bsags pañi phyir ro//
この「種々法」とは無性『撰大乘論釈』によれば「由種々法者謂由種々品類轉識所攝諸法」とある。
なお、これと同じ理解は『俱舍論』の上にも見出せる。

P.Pradhan: Abhidharma-koshabhāṣya of Vasubandhu

K.P. Jayaswal Research Institute, Patna 1967, p. 61

U. Wogihara: Abhidharmakośavyākhyā by Yaśomitra

The Publishing Association of Abhidharmakośavyākhyā, Tokyo 1932—36, p.141

桜部建著『俱舍論の研究』法蔵館、昭和四十四年、三〇〇—三〇一頁

cf. MS. p.63.17, pp.63.24—64.2, MVT. p.236.15—16, LS. Ⅲ.38 X.49.56.57.496, T. p.18.21—19.2, MVBT. p.15

八、この虚妄なる分別は、要約して三種類であるとも考えられる。すなわち、異熟、及び因相、更にまた顕現とである。

この偶はいりまでもなく『唯識二十頌』第二偈前半句の「異熟思量及了別境識」というもの、従って『転識論』の始め(大正三二・六一・c)の異報識、執識、塵識と称するものと同じである。

『大乘莊嚴經論』求法品第四〇偈の三種三種の顕現の叙述等では、アーラヤ識が「因相」として説明されている(山口益等編『仏教学序説』一八一頁)が、今ここでは第七識を説くにあたり nāimittika なる語が用いられ、チベット訳は nar bsdzi をあてている。この語は、nimittika と単に nimitta を抽象化して表わしたものとみられるし、或は辞書に示す語例の如く「因によりて生ぜられる nimittajanya 果」ともみられるのであるが、今はとにかく前者によって訳出した。

さて、この解釈は『撰大乘論』所知依分の「意有三種、一能与彼生次第緣依故、先滅識為意、又以識生依止為意」(眞識訳、佐々木本六頁)という一文によって可能となる。なんとすれば、その釈論によれば、アールヤ識以外に別体にあるのではないとするから、右の一文はいわゆる第七識が因相の義であることを語る類文として認め得るであらう。そしてチベット訳の nar bsdzi (我執)は、これ正しく『撰大乘論』所説(佐々木本六頁)の「二有染汚意、与四煩惱恒相応」云々によって解釈せられるものである。『成唯識論』卷五(新導本三頁)にも「別有第七末那恒審思量、正名以為意、已滅(意雖無開、後起識道、後識依之、生似現意依止、故立意名)」といて慈恩宗の立場から彼『撰大乘論』の文に対する解釈をなして、とにかく「意」の上にかかる二義あることを認めている。

然らば、nāimittika || nimittajanya と解釈する場合をみるに、これは『唯識二十頌』(第五偈 b 句)の第二能変に「依彼転 tadānitya pravartate」というものそれであり、「彼なるアールヤ識を nimitta として起れるもの」すなわち第七末那識で、このときはチベット訳の「我執」というものが「思量」に相当し、梵蔵二つのいうところが第七識を所依の方面と所縁のそれとから解釈するものと認め得る。但し、この場合は第一の異熟相も第三の顕現相もそれと同じ語源的解釈によらねばならぬのであらう。が、その異熟相とは安慧『唯識二十頌』註釈(梵本一八頁一六行)に「善と不善との業の習気の熟する勢力によりて引かれる如くに果の現成するは異熟なり」とい、『成唯識論』卷二(新導本二頁)にも「異熟習氣為増上緣、感第八識、酬引業力、恒相統故立異熟名……即前異熟(第八識)及異熟生名異熟果」といって、この異熟とは、「異熟習気なる因によりて起されたる異熟果」(依主訳)であり、第三の prātibhāsika も『転識論』(大正三二・六一・a)の「識転似、塵更成三種識」の解釈の如く、六識は、「本識が塵に似て顕現するより生ぜるもの」として解釈されるのである。

「阿頼耶識の所縁である不可知なる処の了別」というときのその「処の了別」を解釈する調伏天註(『原典解明』一〇七頁)に「gnas kyi rnam par rig pa ni gnas kyi rnam pa dar gnas su snañ ba 処の了別は処の相及び処としての顕現」といわれることからして、pratibhāsa 顕現は vijñapti 了別の異名であるが、この第八偈に用いられた pratibhāsa は、右所引の『転識論』の所述と同じ「結果」を内容とする傾向のあるものとみられる。

cf. MS. X. p.62.22, LS. III. 46, T. 2. p.35.13, p.39.21, MK. N. 75.79, MVBT. p.9, p.12, p.20, p.25

九、最初のもの(異熟という意味をもった虚妄なる分別)は、根本識である。なんとなれば彼の異熟を本性とするものであるから。その他のものは、転識である。なんとなれば所見を能見する「前六識」及び思量「する第七識」として働くから。

「所見を能見する」というのは眼識を示し、もとより所知を能知する第六意識までを含むべきもので、『成唯識論』巻五(新導本一八頁)に出づる前六識を「名色識乃至法識、随境立名順識義」という如き場合とその意を同じくする。

to refer, to consider 等を意味する vid より来れる vitti が、manana 思量と同義に用いられているのであろう。

cf. T. p.18.21, MVBT. p.18, p.22, p.28

(5) 三性の有無相と染淨相

一〇、「三」性は、有と無との「相をもつものである」故に、二と一との「本性を有するものである」故に、雑染と清淨という相の差別がある故に、深遠なことがらであるといわれている。

本偈は以下第一七偈までの所説の要項を列記する総偈とも称せられるべきもので、以下正しく一一、一二、一三の三偈をもつては三性の有無相を示し、一四、一五、一六の三偈によつて二と一との相を示し、第一七偈をもつて三性の雑染と清淨とを述べるのである。

cf. MVBT. p.8

一一、遍計所執性は、有性としてとらえられたものであり、かつ実在するものではない。それ故「それは」有・無の相をもつものであると考えられる。

有性として取るとは所取と能取と「を有とする」執着 grāhya-grāhakābhiniveśa であり、『中辺分別論』相品第二三偈下註の「云何非有、無二有故」(MVT. p.47, Nagao Bhāṣya p.23)を『述記』(大正四四・六・c)註して「此徴、無也答、非、有、能所二取名為二有。無、此二有、故説為、無」と解釈しているのは、またよく本偈と同じ意趣にあるものである。

cf. MVBT. p.19, MS. p.58.19-20

一二、依他起「性」は、迷乱のものとして存在し、かつ顕現しているような仕方では存在するものではない。それ故「それは」有・無の相をもつものであると考えられる。

『大乘莊嚴經論』求法品第一九偈(卷本五九頁)に「一方において彼の相はそこに在り、他方においてその体は有るにあらず。それ故幻等において有と無とは述べらるるなり」といわれるいわゆる「幻」については、『中辺分別論』安慧註(MVT. p.21, MVT 訳一八頁)にも「自体としては無くとも形相をもって顕現するものは乱と称せられる。幻の如し atmanābhavo na tu yadākāreṇa pratibhāsate sā bhrāntir ity ucyate māyavat」という如く、乱の喩であり、またその安慧註の説明を相合せてこの『大乘莊嚴經論』の偈は、本偈と同じ意を述べるものであることが認められる。

同じく求法品第二偈(梵本六〇頁)に「かくの如く〔所取能取としての〕二の顕現はかしこに在り。されど彼(二者)の体は無し。故に色等において有と無とは述べられるなり」といわれるのも依他起の有無を述べる点で等しい。この梵本偈の第一句は *tathā dvayaḥbhatātrāṣṭi* であるが、西藏訳により次の如く改めた。

*tathā dvayaḥbhaṣo' trāṣṭi tadbhāvaḥ tu na vidyate/
tasmād astitvanāstitvaḥ rūpādiṣu vidhiyate//*

因みに『大乘莊嚴經論』の漢訳においては偈の出し方が必ずしも梵蔵本の次第と一致せず、またその意味も梵蔵のそれと同じでない場合も多々みられ、今の二偈は漢訳本には(大正三二・六一一・c、六一二・a)次の如く出される。

是事彼処有 彼有体亦無 有体無有故 是故説是幻。
説有二種光 而無二光体 是故説色等 有体即無体。

『撰大乘論』所知相分にも世尊の有無常無常等の所説を三性の法の上に解釈するところがあるが、その下の偈において、また本偈所説の意を述べるものをみる(佐々木本四五頁、西藏訳七三頁)。

如顯現非有 是故説為無
由如是顯現 是故説為有

*ji ltar snañ ba de bshin med
de phyir med ces brjod pa mdsad
gañ phyir de ltar snañ gyur pa
de phyir yod ces brjod pa mdsad*

cf. MVT. p.113.9-14, LS. X.137. pp.56.19-57.6, MS. p.58.20

二三、円成実性は、一ではないものとして存在し、かつ二の無である。それ故「それは」有・無の相をもつものであると考えられる。

『大乘莊嚴經論』求法品第四一偈下の註(梵本六五頁)に「円成実相は真如なり。実に彼(真如)は遍計所執なる一切諸法の無性なり。またその無性として有るが故に有性なり」という「遍計所執の一切諸法」とは、もとより所取能取二者対立の上における諸法であるから、この『大乘莊嚴經論』の註釈は本偈の意と同じである。なお『中辺分別論』真実品根本真実下(『弁論』四四頁)に「真実性相者有無真実(真諦記)というを安慧註して「円成実相は有と無との真実なり、というは……。「所取能取の」二無の有体なるが故に有性なり。二無き体なるが故に無性なり」(MVT. p.113, MVT 訳一七四頁)と述べるのも本偈と同趣旨である。前上第一一偈下にもその一部を引用した『中辺分別論』相品第三偈に空相を明かす中にも、「無二有二此無是二名空相」(真諦記『弁論』一四頁)と述べているが、これもまた固より本偈と同じ意味の所述であることは明らかである。但し、その偈の世親の註釈において「所取能取なる二の無と彼無の有とは空の相なり」と偈の語を *literally* に繰返しつつ、次に「かくの如く無の体 *abhāvasya bhāva* は空性の相なりと顯示せられたり」(Nagao Bhāṣya pp.22-23) といつて「無の有」を別にあげてそれが特に空相と説かれたる旨を述べているが、安慧註において、この「無の有」を特に空相として重説した所以を次の如く述べている(MVT. p.47.1-9, MVT 訳七三頁)。すなわち「ここに『無の有』とは云何。無の体性は有性である。さもなくば、彼「所取能取という」物は空性として無であるから、「所取能取という」一物は正に有性となる。故に『そういうわけで、空性が無を自性とする相をもつたものであることが明らかになったのである、「しかし無を自性とするといつても」物の体相ではない』という。無という語は有を遮する語であるから、「無の有というその」『有』という語が無くてもこの義は解了せられるから「その」『有』という語はここでは附加「言」である。「もし」附加「言」ではなくて二の無を空

性の相であるとのみ説示するときは、兎角の無の如く、一無の独在相のみ解了せられ、「空性は」苦性の如く法性の事相ではありえない」と。

空は単に所取能取の但無に止まらず、その「無の有」なる義において、そしてその「無の有」とは「物有る」の義ではないことを述べる点において、能く「空」の真義を詮したものとみられる。『成唯識論』巻八（新導本三三頁）に円成実性を説く「常遠離前性」の「性」の語の解釈において「性顯二空非円成実〔真如是空之性、非即是空、空為所由、如方顯故〕真如離有離無性故〔此性言非真如体、故致性言、深為有用〕」という一文も、この安慧の註と同じ意味であることを知る。さて、『大乘莊嚴經論』の今引用した長行の次に「またそれ（真如）は有と無の平等性でもある。有と無とは差別なきが故に」といひ、求法品第二〇偈註（梵本六〇頁）にも「幻等にはそれら有と無との差別なしと述べられる」といって、有無平等一性を述べるのであるが、本論偈においては次下の一四、一五、一六の三偈が正しくそれを説くものとみるべきであろう。なお本論においてはその有無の説示並びに有無無差別一性の修道的意趣を具体的に顯説してはいないが、『大乘莊嚴經論』求法品第三偈下（梵本六〇頁）に述べる所のそれに言及することはその有無平等一性の解釈の為に意味のあることと思ふ。すなわち「何故に有と無との決定性（一向性）と無差別とがここに説かれるか。曰く、次第の如く増益と損減との辺を遮する為に、また劣乘によりて往くことを遮する為に説かれる。所以は、無の無性を知つては増益せず、有の有性を知つて損減しない。また、彼二の無差別を知つて有を厭わない。それ故に劣乘によつては出離しない」。

cf. M.VI, p.113.18-19, 159, 227

一四、分別されたものは「所取能取という執着の」二種類であるから、「かつ」有・無という点では「無なる」一つのものであるから、愚人たちが分別する自性は、二にして一である本性を有するものであると考えられる。

一五、二つのもの（所取・能取）として顯現しているから、「かつ」迷乱にすぎないものとしては一つのものであるから、依他といわれる自性も二にして一である本性を有するものであると考えられる。

※「顯現しているから」のチベット訳は *gnab bzhig cha yis*（顯現の部分よりしては）とあるから、もしそれによればその原本は *Ebyānāgād* とあつたものであらう。この「顯現分」とは『三無性論』の初めの「依他性者謂依因依緣顯法自性即亂識分」（大正三一・八六七・り）という言葉使いに顯われるものと同じである。尤も、N.T. には *gnis kyi dhos po gnab phyir dan* と出ており、梵文 *prakhyānād dśayabhaveṇa* に一致する。

一六、二つのものの自性であるから、「かつ」無二という一つの存在であるから、円成実なる自性も二にして一である本性を有するものであると考えられる。

「二つのもの」とは、所取能取としての顯現なる外内の諸法と解釈されるから、円成実性を「二つのものの自性」ということは、彼『成唯識論』巻八（新導本三三頁）に「二空所顯、円滿成就、諸法実性、名円成実」といふ第三義の「諸法実性」なる解釈と相応せしむべきであらうか。この場合、その「諸法の実性」とは、実には所取能取が実体として執着せられるものではなく、その所取能取の二としては無き一性であると第二句は解釈せられるべきであり、これは『成唯識論』の第一義の「二空所顯」に相応すべきであらう。

一七、遍計所執「性」と依他起「性」は雑染の相であると知らねばならない。一方、円成実「性」は清浄の相であるといわれる。

『中辺分別論』相品が、虚妄分別||雑染と空性||清浄との二部に分たれることはその安慧註が明示するところである（M.VI, p.113, M.VI 訳七一頁）。虚妄分別は依他起であるがそれが所遍計として能遍計を予想する立場より、相品の第一部は「遍計所執と依他起は雑染の相である」という本偈の初行にいうところと一致する。『攝大乘論』の所知相分（在々木本四三頁）に三性の雑染清浄に関し、「阿毗達磨大毘婆沙中薄伽梵説法有三種、一雑染汚、

一清淨分、二彼二分。依何密意作如是說、於依他起自性中遍計所執自性是雜染分、円成實性是清淨分、即依他起是彼二分」といって依他起を清淨分に通せしめてあるが、これは『中辺分別論』相品第一偈に「虚妄分別中に彼空性あり」という立場から眺められたものである。

cf. MVB. p. 8, p. 11, MS. XVIII. p. 159. 6-8, T. p. 41. 21-22, LS. II. 186. 187, X. 174. 298

(6) 三性不異

一八、「三性についていならば、遍計所執は」非実なる二を自性とし、「円成実は」それ二の無を自性とする故、そういう自性という点で、円成は遍計であつて同一の相をもつものであると知らなければならない。

cf. T. p. 41. 16

一九、「円成は」無二なるものを自性とし、「遍計は」二の無を自性とする故、遍計は円成と同一の相をもつものであると知らなければならない。

二〇、「依他起は」顕現しているような仕方であつて実在するものではないし、「円成実は、顕現している如くには」その如くには実在しないことを自性とする故、そういう自性という点で円成は依他といわれるものであつて同一の相をもつものである。

cf. LS. XI. 61, MS. XIII. 17

二一、「円成実は」非実なる二の自性であるし、「依他起は、二として」顕現しているようなものを自性としてはいない故、依他起も円成実と同一の相をもつものであると知らなければならない。

この三性不異の問題については『撰大乘論』の所知相分(在々本本四〇頁)に三性一異の問題として出ており、そこには別な意味の取り方よりしては依他起を遍計所執とも円成実とも名づけるというように依他起において

余の二性を解釈することが説かれてあり、従つてこれを虚妄なる分別依他起の上に余の二性を攝する『中辺分別論』相品の第五偈「虚妄なる分別の撰相」において(『弁論』六頁)更にみることをうるのである。安慧註梵本(MVB. p. 23, MVT. 訳三三三三四頁)のその撰相を説明するところ、及び調伏天の安慧『三十頌』釈の復註(『原典解明』三三五頁)にその同じ意味を述べている。その意は「虚妄なる分別は他なる因縁に依るから依他であり、その依他自らは所取能取の相としては実は無であるが、所取能取が顕現せる故に遍計所執である。その同じ依他起が、また所取能取と離れた相は円成実であるから虚妄なる分別の上に三性は撰せられる」というのである。今上に掲げる四偈の初二偈は遍計所執と円成実との不異を、後二偈は依他と円成実との不異というように円成実を中心にその不異を説くものであつて、右の『撰大乘論』や『中辺分別論』相品撰相の如く依他と遍計所執との撰相を述べてはいないが、『撰大乘論』のその下の世親釈に(大正三二・一八八・a)「識以能分別為性、能分別必從所分別生、依他性即是所分別、為分別生因、即是分別縁縁、依他性有三義、若談識体從種子生、自屬依他性、若談變異為二色等相貌、此屬分別性」というに由れば、能所の分別が相撰し、今は能分別所分別その各々の方面から円成実との不異を談じたものと認められる。蓋し前上第一七偈において染淨分別について染を遍計所執と依他起とに、淨を円成実とに配して解釈したその染淨の相隔異するに非ざることを三性不異の上より眺めんとした為に、三性を依他の上に撰せんとする上の『撰大乘論』や『中辺分別論』とは多少別異なる意趣の上からかく能所分別の円成実との不異を述べたものではないであらうか。

(7) 言説と悟入との次第による三性の施設

二二、「二」性の配列順序の相違は、言説習慣に関連し、それ(三性)に悟入することに関連して「三性を」説明するために決定される。

みられる如くこの偈は、この第七節に挿せられる事項を述べる次の第二三、二四、二五の三偈の綱要を述べる。

cf. MVT. p.112.1-14

二三、遍計所執は言説習慣を本性とするものである。他のもの（依他起）は言説習慣をあらしめているものである。そして、いま一つのもの（円成美）は言説習慣が除去されている本性を有するものであるといわれている。

この偈は前偈の始めに述べる三性を言説習慣の次第に関係して述べるものである。文字通りに本偈と相一致するといっているのではないが、『中辺分別論』真実品の「鹿野真実の眞真実即ち世俗諦を三性に配当して説くところをその安慧註（MVT. p.124, MVT 訳二二四―二二五頁）によりてみる限り、それは確かに本偈と相応せしめうるのである。『成唯識論』巻八（新譯本三九頁）にもその眞真実世俗諦を三性に配当する文は存するが、『舟中辺論述記』も『成唯識論述記』も共に本偈を説明するに役立つような註釈を有さない。

cf. LS. I. 186.187, X. 297.298, MVBV. p.19, T. p.41.21

二四、人は、まず、依他起は「能取所取の」二つのものを本性とするものであると悟入する。ついで、そこ（依他起）における非実なる二は分別にすぎないと悟入する。

V. は「先に二の無体に入り畢りて依他起に入る。彼「依他起」においては二のものの実にある無き分別のみなればなり」とあるからその原型において多少の差異があるように思える。試みに梵文に還元すれば次のようになるであろうか。

dvayābhāvātmatā pūrvāṃ praviśya paratantrāt/
praviśyate yatas tatra kalpamātram asaddvayam//

第一行において遍計所執を表わしているが、その方法は「遍計所執性は、有性としてとらえられたものでありかつ実在するものではない」という第一一偈の所述と等しい。一方、梵本は所取能取の執着なる能遍計の遍計

所執を所遍計の依他起の上から表わそうとしたものであるが、これは上に引用した『撰大乘論』世親釈の立場に等しい。

尤も、N. は

śṅon du gñis med bdag ñid ni/gshan dbaṅ rab' tu hjug par hgyur//de nas de ru gñis med na/
brtag pa tsam du hjug pa yin//

とあり梵文に一致する。

二五、それから、そこ（依他起）において二の無の有という円成美が悟入される。なぜならば、そのときには彼のもの（依他起）は有るとも無いともいわれるからである。

円成が有無の相をもつことは先の第二三偈に述べられてある。

なお、前偈より今偈の初めに述べられたような三性悟入の次第を説くものとしては、文字通りには一致しないけれども『大乘莊嚴論』求法品第四七偈（梵本六六頁）に解脱の異門を述べるものを顧慮することができる。その長行にいう「菩薩は、三有に係わる「諸法に於て」二種の無我を知り、即ち遍計所執の人の無、及び遍計所執の法の無より「増益を捨離し」、彼の二種の無我を平等「二辺を捨離した中道」であるとして、——しかしそれは一切種に無であるからではないから「損減を捨離し」——、一切は執着にすぎないという認識から、真如である唯記識性に悟入する。そのときから意は彼の真如なる唯記識に住する故、彼の真如なる唯記識もまた顯現しない」と。

(8) 三性の無二相

二六、まことにこれら三性は、ともに「所取能取の」二つがない、知覚されない相のものである。なんとすれば、

〔遍計は〕無なるものであるから、〔依他起は、顕現する如きの〕仕方では存在するものではないから、また〔円成実は〕その無を自性とするものであるから。

本偈は前第七節の後半に三性の二無性に代入する次第を述べた点を承けて正しく三性の無二相を総括的に述べているが、以下第二七偈以下の四偈をもってその無二相を喩顯する、その以下の四偈の総標と認むべきものであろう。

cf. LS. II 175, X 374, MVT. p. 118. 9-21

二七、幻においてあらわれているものがマントラによって象の姿をして顯われている。しかし、そこにあるのは形相だけであって、象は全く存在しない。

※ VT の第三句の終りは *śaṅkha bar hḍod* であるからこの原本には *tatrasti* の代わりに *khyatiṣṭam* であつたのであろう。たも *ṅ* は *yod de* である。

cf. MVBT. p. 12, MS. X. 19. 25, p. 59. 11-13, LS. X. 10. 126, MK. N. 44. 59, CS. X. 24, p. 98

二八、象が遍計所執である。それ(象)の行相が依他起である。その行相の中に象のないことが円成実といわれる。以上の二偈は『大乘莊嚴經論』求法品第一五、一六偈下の註(梵本五九頁)をもって、その詳述されたものと認めらる。すなわちそこにいふ。「たとえば呪によってとらえられた木片や土塊等の迷乱への因相を有する幻のように、虚妄なる分別が依他の自性の形相であるとしらねばならない。かの幻において、幻所作の象、馬、金等の行相はそれら(象馬金等)の体として顯現しているものであるように、同様に、かの虚妄なる分別において、所取能取として顯現している一つの迷乱は遍計所執の形相であると知らねばならない。そこにおいて彼のものは無い、すなわち幻所作において象性等はない如く、そのようにその依他起において遍計所執の二つの相の無いことが勝義であるといわれる」と。

二九、そういう喩の如く、虚妄なる分別は根本心から〔所取能取の〕二なるものとして顯現する。その二つは全く存在するものではない。そこにあるのはただ行相だけである。

cf. MS. XI. 15, p. 60. 10, LS. X. 31, MVBT. p. 10

三〇、根本識はマントラに、〔円成実の〕真如は木片に喩えられると考えられる。〔依他起の虚妄〕分別は象の形相に、〔遍計の所取能取の〕二は象に喩えられると認めねばならない。

『大乘莊嚴經論』求法品第三四偈下の註(梵本六三頁)は、その説相はこのそれと全文が文字通りに一致するものではないけれども、それがまた求唯識 *vijñapti-hatratāparyeṣṭi* なる意趣にあるところよりして、この偈意を註するに役立つことであらう。そこにいふ。「ただ心のみが、所取としての顯現、能取としての顯現の二としての顯現といわれる。同じく、貪等の煩惱の顯現もそれと同じといわれ、信等の善法の顯現も同じである。しかし、それ(心)の顯現とは別に貪等を相とする雜染の法や信等を相とする善があるのではない。たとえば一として顯現するものとは別に二つの相があるのではないように」と。また、第二九偈の言葉を一部解釈するに役立つものは、同求法品第二五偈(梵本六一頁)であつて、そこに「幻の象の形相を取る乱よりして〔所取能取の〕二は説かれた。そこに二体の如くには無であるが、しかも二は得知せられる」というものは、遍計所執の所取能取の体無きに *aprabhūti* の依他の行相のみある点を能く證わしている。

cf. MS. XI. 17

(9) 三性の知、断、証

三一、ものの本性が理解されるとき、同時に〔三〕相についてなすことは、順次に、遍く知ること、断すること、得ることであるといわれる。

以下第三四偈までの所説をここに総釋する。次の第三偈は知、断、証の詳述であり、第三三偈は無了得なる現証の境界を再認し、第三四偈は第三三偈の事項を上第二七、二八所用の喩例にて説明する。

V₁ は第三三、三四が梵本及び N₁ の次第と前後転換しているが、上の如く解せられ得る梵本、N₁ の次第の方が意味において自然なように認められる。

この三性の知、断、証は、まず『瑜伽論』卷七四(大正三〇・七〇五・a)に「問三種自性幾處遍知、答一切、問幾處永断、答一、問幾處証得、答一」といつて示されてあるが、これはまた『中辺分別論』真實品因果真實の下に(弁論)五〇頁「遍知及永断、証得三邊諦」とあるからその意味はより明瞭になってくる。すなわち、三性の修道的詮述である。その下の安慧註に(MVT. p.122, MVT 訳一九〇頁、一九一頁)これを次の如く解釈している。「遍知と断ともどついで云々という。遍計所執を遍知することにもどついで「道諦の義がある」という。遍計所執は畢竟して無なる故に、彼に対しては遍知のみがあるが断はない。現に無なるものを断することはありえないことであるから。依他起を遍知しかつ滅することにもどついで「道諦の義がある」という。実に依他起は顕現する如くには無なりと知られるが、所計執の如く一切の体として無なりと「知られる」ものではない。また、業と煩惱とは存在の体であるから「依他起は」滅せられるべきものである。円成実を遍知しかつ体得して現証することにもどついで「道諦の義がある」という。円成実は有と無とより解脱した相として、また、所依転変性として遍知せられるべきである。転依は解脱法身として現証せられるべきものとして、空性は遍知せられるべきである。滅は、体得して現証することによって現証せられるべきである。

この説明の簡単なものは同じく『中辺分別論』相品虛妄なる分別の撰相の安慧註(MVT. p.23, MVT 訳三四頁)にも出て、『大乗莊嚴經論』求法品第一三偈註(梵本五八頁)には、円成実性に対しては応証得といわずに「清浄にせらるべき visodhyan」といい、『成唯識論』卷八(新譯本三八頁)また三性の下にこの説を出す。さらに

また、『法法性分別論』の造論偈(本書一七二頁、山口博士遷葬記念『印度学公教学論叢』一七頁、『佛性論』卷三三性品(大正三一・七九五・a)、『三無性論』正行如々の別説(宇井伯壽『印度哲学研究』第六、二四九頁)等にも見出される。

cf. MVB₁. p.20, MVT. pp.122.11-123.2

三三、ここに「遍計所執を」遍くしるとは「所取能取の二を」了得しないことであり、「依他起を」断ずるとは「二が」顕現しないことであるといわれる。一方、「円成実を」得るとは「能所の」非実なる二についての了得であり、かゝる現証でもある。

この偈の説明は前偈下所引の安慧註がよくこれをする。

三三、「所取能取の」二を了得しないことによつて二つの形相が消滅する。それが消滅するから円成実は二の無であると了解される。

V₁ 第一句の初めは grāhita 終りは grāhe なることよりしてその原本には hi を有し、又 anupalambhena が anupalambhe であったことを示すものではないであろうか。

三四、「遍計所執を遍く知る、依他起を断する、円成実を得ることを」たとえていえば、幻の状態と同時に、象を了得しないこと、それ(象)の行相が消滅すること、木片を了得することである。

この第三三、三四と同じ意味を説くものとして『大乗莊嚴經論』求法品第一七偈註(梵本五九頁)をみる。すなわち「幻の所作がなしときは、その因である木等の顕現が真實なものとして知覚される如く、転依においては二つの迷乱はないから虚妄なる分別の真實義が知覚される。」

(10) 二取を離るる次第及び二取を捨離した境地

三五、「対象は」相異なる知識を引き起すし、知識は対象がなくてもあらわれるし、また「対象は」三つの知に相応して起るものであるし、努力なくして解脱をうることがあるから「三六偈につづく」

上第九節は畢竟二取を捨離することをもってその要項とする。由つて本節は二取を捨離することの次第並びに一取を捨離した境地をも説き、もつて三性説示の究竟目的を示さんとするにある。二取を離るるの次第としては『中辺分別論』相品第六偈、虚妄なる分別入無相方便相の説く如く、先ず所取を離れてもつて能取の無に悟入するのであるから、本偈においては所取の無に悟入する義を述べるのであるが、四句の説く四個の因由に因りて諸義無義の道理を示す故にすなわち所取の無を表わすこととなるのである。この四句の四因由が諸義の無を表わすことをより明細に説くものは『撰大乘論』所知相分中の文(佐々木本三四、三五頁)である。漢訳よりもチベット訳(佐々木本五四―五五頁)の方が原文に親しい関係にあると思われるから、この本偈の説明のためにチベット訳による言葉を引用しよう。

「云何にして顕現しつづあるにも拘わらず而も無性とみらるべきか。曰く、世尊の説き給いしが如し。菩薩は四法と相応するとき一切記識の無境を悟了する。(1)それは相連せる識の相を知ることによつてである。例えば戯鬼と畜生と人と天とが同一の物に対して異なつた記識を見る如くである。(2)所縁無き記識を得知することによつてである。例えば過去と未来と夢と影像を得知する如くである。(3)功用無くして而も無転倒の成ずるを知るによつてである。すなわち実境有るときは実境を了得する識は功用無くして真実を知る故に無転倒を成ずる。(4)三種の知に随順して知ることによつてである。所以は(a)菩薩と、心に自在を得た静慮者とはは勝解力によりてかくの如くにそれらの境が顕現する。(b)奢摩他を得た観行者にして法を観察することを修するものには纔に作意するとき境が顕現する。(c)無分別智を得た者が彼(無分別智)に任するときは一切の境が顕現しない。と。されば三種知に随順することと前の諸因とによりて外境無しと成ぜられる。」

『撰大乘論』の第三項が本偈においては第四項となつてその次第前後転換している。

cf. LS. X.25.361.364.365, = p.126.11-12, MVBT. p.43, MS. XI.7, MVT. p.253.2

三六、唯心を認識することによつて知らるべき対象が認識されないことになる。知らるべき対象が認識されないことによつて、心も認識されないものとなる。

前偈に所取の無を証し今は所取の無より能取の無に入ること、『中辺分別論』相品虚妄なる分別入無相方便相の説と同じであり、『唯識三十頌』の第二八頌また此を説き、『撰大乘論』の前偈に引用した文の次に彼の文の意を再述する六偈があり、その第六偈にまた同じ意を説く。漢訳では笈多共行矩等訳と真諦訳とのみこの偈がここにあるべきことを注意し、後の増上慧学分中に正しくこの偈を見ることである。前例の如くチベット文(佐々木本五五頁)に従い訳せば次の如くである。

「無分別智に行く人には、凡ての境の顕現することなき故に境無なりと悟了すべし。彼(境)無きときは記識もまた無し。」

『撰大乘論』においてこの偈に先行する前五偈は全く第三五偈下に引用した彼の文が偈頌にて再述されたものであり、この第六偈はこれによりて再述されるべきそれに先行する長行文無くして上げられたものであるが、かく所取の無を説く先行の長行文が偈においては更に能取の無をも開示する第六偈を添加したところは、本論偈の第三五、三六の解釈の為に甚だ意味のあるところと認むべきである。

cf. MVBT. p.14, LS. X.362.563.564.568. p.127.4-7, p.169.4-7, p.170.10-13, p.176.3-7, MS. XI.47.48, XIII.

1. XIX.54, MK. = 32. N.76.79. X.26, MVT. pp.247.17-248.2

三七、「対象と心の」二つが認識されないことによつて法界を認識することがある。法界を認識することによつて自在をうることになる。

cf. MVBT. p.41

三八、自他の利益を成就したことにより自在を獲得した賢者は、三身を体とする無上の賢りをうる。

『唯識三十頌』の終りにもみられる二取を捨離した所依転変の境界の説示である。前三六偈より第三七偈への説示に親しい文としては『大乘莊嚴經論』真実品第八偈(卷本二四頁)をみる。曰く「心より他無しという知をもつて知り、それより、また心の無性を了達する。賢者は二の無性を了達して彼(二)を長えぬ法界に住する」と。

cf. MS. VI.7.8.10, IX.79, XVIII.60, XIX.73.74, XX-XXI.58. pp.45.5-6, T. p.42.5-8, MVT. p.79.10-12, LS. X.92. pp.165.18-166.2, 「自在」については MS.IX.38-48, XIX.52, XX-XXI.8, pp.40-42, 169-170,177, MVT. p.83, T. pp.44-45.

以上で軌範師ヴァスヴァンドゥラ尊師の著作『三性』は完了。

弥勒造法法性分別論の訳註